

償還払いのご案内

令和7年4月

●妊婦健康診査● 山形県外で妊婦健診を受診される方へ

鶴岡市に住所(住民登録)がある妊婦さんが、里帰り出産や妊婦さんのご都合や状況等で、県外の医療機関で妊婦健康診査を受診する場合は、下記のとおり手続きが必要です。

受診する医療機関に「鶴岡市と妊婦健康診査の委託契約ができるか」を確認してください。

1. 委託契約ができる場合 ⇒ 鶴岡市の担当者が手続きをします。

受診する医療機関の名称、住所、郵便番号、電話番号を、裏面に記載の担当までお知らせください。
契約後は、鶴岡市の妊婦健康診査受診票を継続して使用できます。

2. 委託契約ができない場合 ⇒ 償還払いとなります。

受診の際、費用は自己負担していただき、後で鶴岡市に請求(手続き)するという方法です。請求できる金額は、健康診査に要した費用の一部(県内で受診した場合と同様の金額)です。ご了承ください。
鶴岡市の妊婦健康診査受診票は使用できません。(償還払いの手続きに必要ですので、母子健康手帳別冊より切り離さず申請時に持参ください。)

【償還払いの手続きについて】

申請できる期間

助成対象(償還払い)の妊婦健康診査を最後に受診した日から起算し、6か月以内です。

持参するもの

- ① 妊婦健康診査と明記されている医療機関発行の領収書(明細書…ある場合)
- ② 母子健康手帳
- ③ 未使用の妊婦健康診査受診票(母子健康手帳別冊)
- ④ 申請者名義の通帳(産婦本人の名義の口座が望ましい)
- ⑤ 印鑑

※申請当日は、申請書を記入していただきます。

・申請受理後、申請者の口座に振り込みをさせていただきます。

●新生児聴覚検査● 委託契約以外の医療機関で受診される方

鶴岡市と委託契約している医療機関以外で検査した場合は受検票を使用できません。

申請をすることで、新生児聴覚検査にかかった費用の一部または、全部を償還払いにて助成します。

対象となるお子さん

- ・市内に住所があり、原則 生後1か月未満のお子さん
- ・保護者の里帰り出産等の理由で、委託医療機関以外で新生児聴覚検査を受けたお子さん

対象となる検査

自動 ABR 検査(自動聴性脳幹反応検査)

OAE 検査(耳音響放射検査)

- ・上記検査のうちいずれか1回(初回検査のみ) ※検査の種類は、医療機関によって異なります。

助成額

- ・助成上限額は、5,000 円 ※上限額を超えた場合は、自己負担が生じます。
- ・保険治療に該当する場合は、公費助成対象外です。

申請時必要なもの

- ① 新生児聴覚検査費用償還払い申請書兼請求書
- ② 医療機関発行の領収書(新生児聴覚検査費用がわかるもの)
- ③ 申請者名義の振込用通帳の写し
- ④ 母子健康手帳(新生児聴覚検査の結果がわかるもの)
- ⑤ 使用していない受検票(母子健康手帳別冊)
- ⑥ 印鑑

・申請受理後、申請者の口座に振り込みをさせていただきます。

・請求期限は、初回検査日から6か月以内となります。



●産婦健康診査●

委託契約以外の医療機関で受診される方

鶴岡市と委託契約している医療機関以外で検査した場合は受診票を使用できません。

申請をすることで、産婦健康診査・1か月児健康診査にかかった費用の一部を償還払いにて助成します。

対象

- ・市内に住所があり、里帰り出産等の理由で、委託医療機関以外で産婦健康診査を受診した、産婦

対象となる検査

- ・産後2週間健康診査、産後1か月健康診査

助成額

- ・各助成上限額は、3,000円

※上限額を超えた場合は、自己負担が生じます。

※保険治療に該当する場合は、公費助成対象外です。

申請時必要なもの

- ① 産婦健康診査費用償還払い申請書兼請求書
- ② 医療機関発行の領収書(産婦健康診査費用がわかるもの)
- ③ 申請者名義の振込用通帳の写し
- ④ 母子健康手帳(産婦健康診査結果がわかるもの)
- ⑤ 使用していない受診票(母子健康手帳別冊)
- ⑥ 印鑑

・申請受理後、申請者の口座に振り込みをさせていただきます。

・請求期限は、6か月以内となります。

●1か月児健康診査●

委託契約以外の医療機関で受診される方

対象

- ・市内に住所があり、里帰り出産等の理由で、委託医療機関以外で1か月児健康診査を受診した、お子さん

対象となる検査

- ・1か月児健康診査

助成額

- ・各助成上限額は、4,000円

※上限額を超えた場合は、自己負担が生じます。

※保険治療に該当する場合は、公費助成対象外です。

申請時必要なもの

- ① 1か月児健康診査費用償還払い申請書兼請求書
- ② 医療機関発行の領収書(1か月児健康診査費用がわかるもの)
- ③ 申請者名義の振込用通帳の写し
- ④ 母子健康手帳(1か月児健康診査結果がわかるもの)
- ⑤ 使用していない受診票(母子健康手帳別冊)
- ⑥ 印鑑

・申請受理後、申請者の口座に振り込みをさせていただきます。

・請求期限は、6か月以内となります。

●予防接種● 里帰り等で県外へ行かれる方へ

要事前申請

予防接種は、免疫が未発達な乳幼児にとって感染症を予防するのに、安全で確実性の高い方法です。しかし、山形県外の医療機関で接種をすると費用がかかるため、接種する機会を逃してしまうことがあります。

本市では下記のお子さんを対象に、事前に申請をいただくことで、山形県外の医療機関で定期予防接種を受けてかかった費用の一部、または全部を償還払いにて助成します。

対象となるお子さん

- ・鶴岡市に住所があり、保護者の里帰り出産等の理由で、長期にわたり県外に滞在し、県外の医療機関において定期予防接種を受けたお子さん

申請の方法～手順

- ① 予防接種を受ける前に申請が必要です。『定期予防接種実施依頼書交付申請書(様式第1号)』を記入のうえ、鶴岡市健康課、または各地域庁舎市民福祉課の窓口にご提出ください。(郵送可)
※申請書の記入にあたり、滞在先の自治体に問い合わせをした上で記載いただく内容があります。
- ② 鶴岡市より『定期予防接種実施依頼書』が交付されます。それと一緒に『母子健康手帳』『予診票』をご持参のうえ、県外の医療機関で定期予防接種を受け、費用を医療機関に支払い『領収書』をもらって下さい。
- ③ 償還払いの申請を行います。『領収書(予防接種費用がわかるもの)』『母子健康手帳』『保護者(申請者)の通帳』『印鑑』を持って、接種日から6か月以内に下記窓口へお越し下さい。償還払い申請書兼請求書(様式第3号)をご記入いただき手続きをします。

※予防接種を受ける前の申請をしなかった場合、償還払いの対象となりませんのでご注意ください。

鶴岡市以外の県内の市町村で定期予防接種を受ける場合も事前の申請が必要です

- ・鶴岡市以外の県内の市町村で定期予防接種を受ける場合は広域実施となり、別の手続きが必要となります。
- ・助成額は、鶴岡市が助成する額を上限とし、自己負担が生じる場合があります。

【申請・お問合せ先】 市外局番 0235 ※いずれも平日午前8:30～午後5:15(祝祭日・年末年始を除く)

●鶴岡市健康課 〒997-0033 鶴岡市泉町5-30(にこひる1階) TEL 35-0157(直通)

●各地域庁舎 市民福祉課(朝日庁舎は地域づくり推進課健康福祉担当)

- ・藤島庁舎 TEL 64-5810(直通) ・羽黒庁舎 TEL 26-8774(直通) ・櫛引庁舎 TEL 57-2116(直通)
- ・朝日庁舎 TEL 53-2115(直通) ・温海庁舎 TEL 43-4613(直通)